平成２７年（フ）第５９号
京都府八幡市八幡科手７番地の４　東洋荘20号、前住所京都市伏見区淀木津町243番地
債務者　金田こと　金　　成行
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
京都市南区上鳥羽川端町17番地
債務者　髙岡　良彦
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
京都府向日市上植野町池ノ尻７番地の１　府営住宅上植野団地１棟604号
債務者　足立　康紀
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３９号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目７番24―603号
債務者　森元イツ子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目７番24―603号
債務者　森元　和彰
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目113番地の１エルバージュ園田105号
債務者　松本　和子（旧姓鈴山）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３号
奈良県桜井市大字辻67番地
債務者　山下　雅博
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
広島県尾道市向島町6145番地１
債務者　楠　　芳昭
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第８４号
広島県尾道市向島町6145番地１
債務者　楠　美由紀
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２６９号
徳島県鳴門市大津町吉永前の越273番地３　吉永外科病院、住民票上の住所徳島県鳴門市大津町吉永251番地13
債務者　鴻野　吉人
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３５号
愛媛県松山市西石井３丁目２番６号
債務者　山田　信子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
福岡県田川市大字伊田4904番地１
債務者　立花　晶子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１６号
佐賀市光３丁目４番５号　光団地Ｇ２棟２号
債務者　大庭加代子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
佐賀市本庄町大字本庄37番地２　おだコーポ102号
債務者　江頭　雅之
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
熊本市南区城南町宮地1267番地１
債務者　藤田　　修
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
熊本市北区植木町投刀塚316－１グループホーム陽だまり事業所気付、住民票上の住所熊本市北区植木町清水2400番地
債務者　中山　秀夫
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
熊本市西区小島７丁目14番23号
債務者　西尾日露美
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係